

大和川流域における総合治水の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第六十二号

大和川流域における総合治水の推進に関する条例の一部を改正する条例

大和川流域における総合治水の推進に関する条例（平成二十九年十月奈良県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号ウ中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項本文又は第十二条第一項」を「第十二条第一項又は第十六条第一項」に改め、「に規定する宅地造成」の下に「又は同条第三号に規定する特定盛土等」を加え、「当該宅地造成に関する工事」を「当該工事」に改める。

## 附 則

この条例は、令和七年五月七日から施行する。